

第270回食品輸入円滑化推進会議

説明事項及び問合せについて

説明事項1. 農薬等の残留基準

- ・農薬：ベンジルアデニン (Benzyladenine)、イソシクロセラム (Isocycloseram)、
フェンメディファム (Phenmedipham)、ピフルブミド (Pyflubumide)、
キザロホップエチル及びキザロホップ P テフリル
(Quizalofop-ethyl and Quizalofop-P-tefuryl)
- ・農薬及び動物用医薬品：ブロフラニリド (Broflanilide)、
オキシリニック酸 (Oxolinic acid)

【基準値表 (案) 参照】

食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）については、食品衛生法第13条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣が規格基準を定めることができる。同条に基づき規格基準が定められたものについては、規格基準に適合したもののみが販売等を認められることとなる。

平成18年5月29日、我が国は、農薬等に関するポジティブリスト制度^注を導入し、日本国内に流通する全ての食品については、本制度の対象となり規制を受けることとなった。

今回、上記の農薬等について、いくつかの食品に新たに残留基準の設定を行うとともに現行の残留基準の見直しを行う。

注) ポジティブリスト制度：食品中に残留する農薬等について、残留基準が設定されている場合を除き、人の健康を損なうおそれのない量として定めている一定の量（一律基準、0.01 ppm）を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する。

問合せについて

説明事項1に対して意見がある場合には、令和7年10月31日（金）までに文書（英文でも可）にて担当に提出されたい（下記“連絡先”参照）。またこれらに関連して、WTO通報を実施する予定である。期日以降に連絡される場合は、WTO/SPS協定に基づく問合せ先を通じて意見を提出されたい。

なお貴国において設定されている基準と同レベルの基準への見直しを求める意見を提出する場合には、その設定根拠となったデータを必ず添えて提出されたい。

➤ 連絡先

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

消費者庁食品衛生基準審査課

TEL 03-3507-9352

担当：小林（akiko.kobayashi.xm5@caa.go.jp）

※貴国大使館のご担当者の変更がありましたら、メールアドレス等の連絡先をお知らせいただけますと幸いです。

基準値表（案）

ベンジルアデニン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
アスパラガス	● 0.1	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 0.03	0.05
すいか	0.02	0.02
みかん	斜線	0.1
みかん（外果皮を含む。）		斜線
りんご	● 0.03	0.05
ぶどう	● 0.01	0.02
その他のスパイス ¹	0.2	0.2
はちみつ	○ 0.05	

●：基準値を引き下げる予定の品目

○：基準値を引き上げる予定の品目

* 今回残留基準を設定する「ベンジルアデニン」の規制対象は、ベンジルアデニンとする。
今回の改正に当たり残留の規制対象に変更はない。

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01 ppm）が適用されることになる。

* 斜線は、MRLを適用する食品分類を設定しないことを意味する。

* 「みかん」に設定されているベンジルアデニンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「みかん（外果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

1. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

イソシクロセラム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
とうもろこし	0.01	
大豆	○ 0.2	
ばれいしょ	0.01	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.03	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 6	
はくさい	○ 0.3	
キャベツ	○ 4	
芽キャベツ	○ 2	
カリフラワー	○ 0.5	
ブロッコリー	○ 0.7	
その他のあぶらな科野菜 ¹	○ 0.3	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 0.5	
たまねぎ	0.01	
ねぎ（リーキを含む。）	○ 0.2	
にんにく	0.01	
にら	○ 0.2	
わけぎ	○ 0.2	
その他のゆり科野菜 ²	○ 0.2	
トマト	○ 0.6	
ピーマン	○ 1	
なす	○ 0.3	
その他のなす科野菜 ³	○ 0.6	
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 0.2	
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○ 0.1	
しろうり	○ 0.2	
すいか（果皮を含む。）	○ 0.1	
メロン類果実（果皮を含む。）	○ 0.2	
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.2	
その他のうり科野菜 ⁴	○ 0.1	
みかん（外果皮を含む。）	○ 0.5	
なつみかんの果実全体	○ 0.5	
レモン	○ 0.5	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 0.5	
グレープフルーツ	○ 0.5	
ライム	○ 0.5	
その他のかんきつ類果実 ⁵	○ 0.5	
りんご	○ 0.4	
日本なし	○ 0.4	
西洋なし	○ 0.4	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
マルメロ	○ 0.4	
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	○ 0.4	
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 0.3	
ネクタリン	○ 0.3	
あんず（アプリコットを含む。）	○ 0.3	
すもも（プルーンを含む。）	○ 0.4	
うめ	○ 0.3	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 1	
かき	○ 0.4	
その他の果実 ⁶	○ 0.4	
綿実	○ 0.5	
茶	○ 15	
コーヒー豆	○ 0.04	
その他のスパイス ⁷	○ 2	
その他のハーブ ⁸	○ 0.2	
牛の筋肉		0.01
豚の筋肉		0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ⁹ の筋肉		0.01
牛の脂肪	○ 0.2	
豚の脂肪	○ 0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.2	
牛の肝臓	○ 0.1	
豚の肝臓	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	
牛の腎臓	○ 0.03	
豚の腎臓	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.03	
牛の食用部分 ¹⁰	○ 0.1	
豚の食用部分	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	
乳	○ 0.03	
はちみつ	○ 0.05	
すもも（乾燥させたもの）	○ 2	

○：基準値を引き上げる予定の品目

* 今回残留基準を設定する「イソシクロセラム」の規制対象は、イソシクロセラムとする。

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01 ppm）が適用されることになる。

留意点

JMPR報告書を精査した結果、畜産物におけるイソシクロセラムのコーデックスMRLは、イソシクロセラムとその代謝物G^{注1)}及び代謝物H^{注2)}の総残留濃度に基づいて設定されていた。

今回の設定では、同報告書内の畜産物における残留試験結果から、農産物及び畜産物の残留の規制対象とされているイソシクロセラムのみの残留濃度を推定し、その結果から畜産物に対するMRL案を設定した。

注1) 及び 注2): それぞれ上記JMPRの報告書内の代謝物SYN549544及びSYN549436に対応

1. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
2. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
3. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
4. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
5. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
6. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アブリコットを含む。）、すもも（ブルーベリーを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
7. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
8. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
9. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
10. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

フェンメディファム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
てんさい	● 0.01	0.1
ほうれんそう	● 0.3	0.5

●：基準値を引き下げる予定の品目

＊ 今回残留基準を設定する「フェンメディファム」の規制対象は、フェンメディファムとする。
今回の改正に当たり残留の規制対象に変更はない。

ピフルブミド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小豆類 ¹	● 0.2	0.3
その他のあぶらな科野菜 ² （たかなを除く。）	○ 15	
その他のきく科野菜 ³	○ 15	
アスパラガス	1	1
その他のゆり科野菜 ⁴	○ 15	
ピーマン	1	1
なす	● 0.5	0.7
その他のなす科野菜 ⁵	○ 15	
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
すいか（果皮を含む。）	● 0.2	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5	0.5
未成熟いんげん	● 1	2
その他の野菜 ⁶ （ずいき及びれんこんを除く。）	○ 15	
みかん（外果皮を含む。）	● 1	2
なつみかんの果実全体	● 1	2
レモン	● 0.7	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	● 1	2
グレープフルーツ	● 1	2
ライム	● 0.7	2
その他のかんきつ類果実 ⁷	● 1	2
りんご	1	1
日本なし	● 0.5	0.7
西洋なし	● 0.5	0.7
もも（果皮及び種子を含む。）	● 2	3
ネクタリン	0.7	0.7
あんず（アプリコットを含む。）	3	3
すもも（プルーンを含む。）	0.3	0.3
うめ	3	3
おうとう（チェリーを含む。）	● 2	3
いちご	1	1
ぶどう	2	2
かき	0.5	0.5
パッションフルーツ	○ 1	
その他の果実 ⁸	1	1
茶	○ 80	50
その他のスパイス ⁹	○ 6	5
その他のハーブ ¹⁰	25	25
はちみつ	○ 0.05	

●：基準値を引き下げる予定の品目

○：基準値を引き上げる予定の品目（※残留の規制対象を変更予定であることに注意）

＊ 今回残留基準を設定する「ピフルブミド」の規制対象は、ピフルブミドとする。

＊ 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01 ppm）が適用されることになる。

1. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
2. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
3. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
4. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
5. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
6. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
8. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アブリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
9. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
10. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小麦	0.05	0.05
大麦	0.05	0.05
そば	3	3
大豆	0.5	0.5
小豆類 ¹	○ 0.2	0.1
えんどう	0.2	0.2
そら豆	0.2	0.2
らっかせい	0.02	0.02
その他の豆類 ²	0.2	0.2
ばれいしょ	0.1	0.1
かんしょ	● 0.03	0.05
やまいも（長いものをいう。）	0.05	0.05
てんさい	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10	10
はくさい	0.02	0.02
キャベツ	0.3	0.3
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	0.7	0.7
ごぼう	0.02	0.02
たまねぎ	0.02	0.02
アスパラガス	0.02	0.02
にんじん	0.05	0.05
セロリ	0.1	0.1
トマト	●	0.02
きゅうり（ガーキンを含む。）	●	0.02
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●	0.02
すいか	0.02	0.02
メロン類果実（果皮を含む。）	●	0.02
未成熟えんどう	0.05	0.05
未成熟いんげん	0.2	0.2
えだまめ	0.3	0.3
その他の野菜 ³	●	0.02
みかん（外果皮を含む。）	0.01	0.01
なつみかんの果実全体	0.01	0.01
レモン	0.01	0.01
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.01	0.01
グレープフルーツ	0.01	0.01
ライム	0.01	0.01

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
その他のかんきつ類果実 ⁴	0.01	0.01
りんご	0.01	0.01
もも（果皮及び種子を含む。）	0.01	0.01
いちご	0.02	0.02
ぶどう	0.01	0.01
かき	0.01	0.01
パイナップル	0.05	0.05
ひまわりの種子	3	3
べにばなの種子	3	3
綿実	0.05	0.05
なたね	○ 3	1
その他のオイルシード ⁵	0.05	0.05
茶	○ 0.05	
その他のスパイス ⁶	0.01	0.01
その他のハーブ ⁷	2	2
牛の筋肉	0.02	0.02
豚の筋肉	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ⁸ の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分 ⁹	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.02	0.02
その他の家きん ¹⁰ の筋肉	0.02	0.02
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
鶏の卵	0.02	0.02
その他の家さんの卵	0.02	0.02
魚介類	0.1	0.1
はちみつ	0.05	0.05

- ：基準値を引き下げる予定の品目
○：基準値を引き上げる予定の品目

* 今回残留基準を設定する「キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル」の規制対象は、キザロホップエチル、キザロホップPエチル、キザロホップPテフリル及び代謝物B【2-[4-(6-クロロキノキサリン-2-イルオキシ)フェノキシ]プロピオン酸】（加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を含む。）とする。ただし、キザロホップエチル、キザロホップPエチル、キザロホップPテフリル及び加水分解により代謝物Bに変換される代謝物は、代謝物Bの濃度に換算するものとする。

今回の改正に当たり残留の規制対象に変更はない。

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01 ppm）が適用されることになる。

1. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
2. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
3. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
4. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
5. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペーパナの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
6. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
7. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
8. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
9. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
10. 「その他の家さん」とは、家さんのうち、鶏以外のものをいう。

ブロフラニリド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小麦	● 0.001	
大麦	● 0.001	
ライ麦	● 0.001	
とうもろこし	0.01	0.01
そば	● 0.001	
その他の穀類 ¹	● 0.001	
大豆	0.07	0.07
小豆類 ²	0.07	0.07
えんどう	0.07	0.07
そら豆	0.07	0.07
らっかせい	0.07	0.07
その他の豆類 ³	0.07	0.07
ばれいしょ	0.04	0.04
さといも類（やつがしらを含む。）	0.04	0.04
かんしょ	0.04	0.04
やまいも（長いもをいう。）	0.04	0.04
こんにゃくいも	0.04	0.04
その他のいも類 ⁴	0.04	0.04
てんさい	0.01	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	9	9
かぶ類の根	0.04	0.04
かぶ類の葉	6	6
はくさい	2	2
キャベツ	2	2
芽キャベツ	○ 0.7	
ケール	10	10
こまつな	6	6
きょうな	5	5
チンゲンサイ	10	10
カリフラワー	● 1	2
ブロッコリー	● 1	2
その他のあぶらな科野菜 ⁵	10	10
チコリ	15	15
エンダイブ	15	15
しゅんぎく	○ 15	
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	15	15
その他のきく科野菜 ⁶	15	15
たまねぎ	0.01	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
ねぎ（リーキを含む。）	● 2	3
にんにく	○ 0.05	
にら	○ 4	
アスパラガス	0.7	0.7
その他のゆり科野菜 ⁷	○ 0.05	
ピーマン	○ 0.4	
その他のうり科野菜 ⁸	0.04	0.04
ほうれんそう	○ 15	
しょうが	0.04	0.04
未成熟えんどう	1	1
未成熟いんげん	0.6	0.6
えだまめ	0.8	0.8
その他の野菜 ⁹	1	1
みかん（外果皮を含む。）	○ 1	
なつみかんの果実全体	○ 1	
レモン	○ 0.4	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 1	
グレープフルーツ	○ 1	
ライム	○ 0.4	
その他のかんきつ類果実 ¹⁰	○ 1	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 1	
ぶどう	○ 3	
かき	○ 0.3	
マンゴー	○ 0.3	
その他のオイルシード ¹¹ （オオバコの種子、チアの種子（チアシード）及びプランタゴ・オバタの種子に限る。）	● 0.001	
茶	○ 30	
コーヒー豆	0.01	0.01
その他のスパイス ¹²	○ 6	
その他のハーブ ¹³	10	10
牛の筋肉	0.2	0.2
豚の筋肉	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁴ の筋肉	0.2	0.2
牛の脂肪	0.2	0.2
豚の脂肪	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2
牛の肝臓	0.03	0.03
豚の肝臓	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.03	0.03
牛の腎臓	0.03	0.03
豚の腎臓	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03	0.03

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
牛の食用部分 ¹⁵	0.03	0.03
豚の食用部分	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03	0.03
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.02	0.02
その他の家きん ¹⁶ の筋肉	0.02	0.02
鶏の脂肪	0.8	0.8
その他の家きんの脂肪	0.2	0.2
鶏の肝臓	0.3	0.3
その他の家きんの肝臓	0.03	0.03
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.03	0.03
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.03	0.03
鶏の卵	0.1	0.1
その他の家きんの卵	0.03	0.03
はちみつ	0.05	0.05

- ：基準値を引き下げる予定の品目
○：基準値を引き上げる予定の品目

* 今回残留基準を設定する「プロフラニリド」の規制対象は、農産物及びはちみつにあっては、プロフラニリドとし、畜産物にあっては、プロフラニリド及び代謝物B【3-ベンズアミド-*N*-[2-プロモ-4-(ペルフルオロプロパン-2-イル)-6-(トリフルオロメチル)フェニル]-2-フルオロベンズアミド】とする。ただし、代謝物Bは、プロフラニリドの濃度に換算するものとする。
今回の改正に当たり残留の規制対象に変更はない。

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01 ppm）が適用されることになる。

1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
2. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃく以外のものをいう。
5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

8. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
9. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
10. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
11. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
12. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
13. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
14. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
15. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
16. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

オキシリニック酸

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	● 0.01	0.3
とうもろこし	0.01	0.01
ばれいしょ	● 0.2	0.3
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.02	
こんにゃくいも	0.5	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.07	0.06
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	15	15
はくさい	2	2
キャベツ	● 1	2
チンゲンサイ	2	2
カリフラワー	0.3	0.3
ブロッコリー	○ 1	0.2
その他のあぶらな科野菜 ¹	5	5
エンダイブ	1	1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	● 5	6
その他のきく科野菜 ²	0.2	0.2
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	● 3	4
にんにく	0.05	0.05
アスパラガス	0.7	0.7
その他のゆり科野菜 ³	0.3	0.3
にんじん	0.2	0.2
パセリ	3	3
セロリ	1	1
ピーマン	3	3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 1	2
メロン類果実（果皮を含む。）	○ 0.8	
みかん（外果皮を含む。）	○ 5	
なつみかんの果実全体	○ 5	
レモン	○ 5	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 5	
グレープフルーツ	○ 5	
ライム	○ 5	
その他のかんきつ類果実 ⁴	○ 5	
日本なし	0.3	0.3
西洋なし	0.3	0.3
もも（果皮及び種子を含む。）	5	5
ネクタリン	1	1
あんず（アプリコットを含む。）	● 20	30

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
すもも（プルーンを含む。）	0.7	0.7
うめ	● 20	30
茶	20	20
その他のスパイス ⁵	○ 30	
その他のハーブ ⁶	●	2
牛の筋肉	0.1	0.1
豚の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.07	0.05
豚の脂肪	0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.2	0.1
豚の肝臓	0.02	0.02
牛の腎臓	○ 0.6	0.1
豚の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分 ⁷	● 0.09	0.1
豚の食用部分	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.03	0.03
鶏の脂肪	0.1	0.1
鶏の肝臓	0.04	0.04
鶏の腎臓	0.04	0.04
鶏の食用部分	0.1	0.1
魚介類（さけ目魚類 ⁸ に限る。）	0.1	0.1
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.1	0.1
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.06	0.06
魚介類（その他の魚類 ⁹ に限る。）	0.05	0.05
魚介類（甲殻類に限る。）	●	0.03
はちみつ	○ 0.05	

●：基準値を引き下げる予定の品目
○：基準値を引き上げる予定の品目

- * 今回残留基準を設定する「オキシリニック酸」の規制対象は、オキシリニック酸とする。
今回の改正に当たり残留の規制対象に変更はない。
- * 本物質は抗生物質又は合成抗菌剤に該当することから、今回基準値を設定しない食品について、「一律基準（0.01 ppm）」ではなく、「食品は抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない」との規定が適用される。
1. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
 2. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
 3. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

4. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
5. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
6. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
7. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
8. 「さけ目魚類」には、さけ目魚類のほか、にしん目魚類及びきゅうりうお目魚類を含む。
9. 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目魚類（にしん目魚類及びきゅうりうお目魚類を含む。）、うなぎ目魚類及びすずき目魚類以外のものをいう。